

上天草市病院事業建設工事低入札価格調査実施要領

制定 平成24年3月8日病院事業管理者決裁

上天草市病院事業の建設工事低入札価格調査実施要領については、上天草市建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年上天草市告示第92号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「上天草市」とあるのは「上天草市病院」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。